

第17回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入) プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「第17回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)」(以下、「当事業」という。)を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するための必要事項を定める。

2 委託する業務の概要

- (1) 当事業の名称 第17回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)委託業務
- (2) 委託業務の内容 第17回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)委託業務仕様書による。

3 募集期間

平成24年5月15日(火)から平成24年5月25日(金)

受付時間

上記期間の土曜日、日曜日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 プロポーザル参加表明書の提出及び参加資格について

当事業のプロポーザルに参加しようとする者は、平成24年5月25日(金)午後5時15分までに、プロポーザル参加表明書(別紙様式1)を提出してください。期限までに提出のなかった場合は不参加とします。

なお、参加資格は次のとおりとします。

- (1) 滋賀県競争入札参加資格者名簿に登録されている者(新たに登録資格を得ようとする者は、プロポーザル参加申請書提出期限までに済ませておくこと)であり、日本国内の旅行代理店のうち、滋賀県内に営業所等を置く者であること。

また、国際交流事業を受けた実績のある者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申し立てをされた者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

- エ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- オ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- カ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- キ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- ク 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

5 質問の受付及び回答について

当事業について、質問のある場合は下記期間中に文書（郵送、FAX、メール可）にて、提出してください。口頭での質問には回答いたしかねます。なお、質問に対する回答は、プロポーザル参加表明書の提出があった全者にFAXで送付します。

- (1) 質問受付期間 平成24年5月15日（火）から25日（金）まで
- (2) 質問回答日 平成24年5月29日（火）

6 プロポーザル参加申請書の提出について

プロポーザル参加申請書（別紙様式2～10）および関係書類をA4縦型25枚以内にまとめ、平成24年6月20日（水）午後5時15分まで（必着）に、下記あて原本1部、写し7部を持参または郵送（配達証明付きの郵便に限る。）で提出してください。

〈提出先〉 公益財団法人滋賀県体育協会日韓夏季スポーツ交流事業係 宛 〒520-0037 大津市御陵町4-1

7 プレゼンテーション

提出されたプロポーザル参加申請書により、下記のとおりプレゼンテーションを行います。

- (1) 日時／平成24年6月下旬予定 参加者ごとに時間を指定します。
- (2) 場所／滋賀県立スポーツ会館会議室（大津市御陵町4-1）
- (3) 方法／持ち時間は1社につき20分程度とし（説明15分、質疑5分）
提出されたプロポーザル参加申請書に基づき説明を行うこととします。
- (4) 注意事項 ・ 1社からの参加人数は3名以内とする。
・ プレゼンテーションは、総括責任者が行うこととする。
・ プレゼンテーションの際、社名が特定される資料、発言等は禁止します。社名が特定される資料、発言等があった場合は減点の対象とする。

8 審査および結果の通知について

- (1) 提出された書類は、当協会に設置した選定委員会において審査します。審査経過については公表致しません。同様に、審査結果についての異議申立も受け付けません。
- (2) 選定委員会では、下記の審査項目について採点を行い、合計点数の最も高い社を選定します。
 - ① 組織体制の評価
 - ② リスクマネジメント
 - ③ 個人情報保護に関する管理体制
 - ④ 過去の事業実績
 - ⑤ コンセプト、日程表
 - ⑥ 宿泊・レセプション関係
 - ⑦ 選手団イベント関係
 - ⑧ 通訳
 - ⑨ 本部役員視察
 - ⑩ 見積書
- (3) 審査の結果は、平成24年7月2日（月）発送で通知します。

9 その他

- (1) 当会と選定された者との間で、当業務委託について交渉を行い、合意に至った場合に契約を締結します。
- (2) 契約の際は、見積書に記載された経費項目について、経費項目から除外または項目の追加をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 契約が不調に終わった場合は、審査において次点となった社と同様の手続を行うこととします。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出された書類は返却しません。また、本プロポーザルにかかる審査以外に使用しません。

10 問い合わせ先

〒520-0037 大津市御陵町4-1

公益財団法人滋賀県体育協会 担当：辰巳・名倉

TEL：077-521-8001

FAX：077-521-8484

メールアドレス：shigataikyo@bsn.or.jp